

**兵庫県立大学会計研究科規程第3号**  
**会計研究科教職課程科目履修規程**

(目的)

第1条 この規程は、兵庫県立大学大学院学則(平成25年公立大学法人兵庫県立大学規程第76号。以下「大学院学則」という。)に基づき、兵庫県立大学大学院会計研究科(以下「本研究科」という。)の教育職員免許状の取得に必要な授業科目の履修について定めるものとする。

(教員の免許状授与の所要資格の取得)

第2条 教育職員免許法(昭和24年法律第147号)による専修免許状を取得しようとする者は、大学院学則第26条に規定する要件のほか、基礎免許状取得のための所要条件を満たした上で、別表に定める授業科目のうち、同法及び教育職員免許法施行規則(昭和29年文部省令第26号)に定める単位を修得しなければならない。

(取得できる免許状)

第3条 本研究科において取得できる免許状の種類、教科は次のとおりとする。

専攻	免許状の種類	免許の教科
会計専門職専攻	中学校教諭専修免許状	社会科
	高等学校教諭専修免許状	公民科、商業科

(教科に関する科目の履修)

第4条 免許状の取得に係る授業科目等については、別表のとおりとする。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

別表(第4条関係)

教科に関する科目

(1) 社会科 最低修得単位数 24単位

免許法施行規則に定める 科目区分	左記に対応する開設授業科目	
	授 業 科 目	単位数
社会の教科に関する科目	会計職業倫理	2
	租税法Ⅰ	2
	公会計概論	2
	法人税法	2
	所得税法	2
	租税法特論	2
	政府会計	2
	公営企業会計	2
	非営利組織会計	2
	行政法	2
	ニュー・パブリック・マネジメント	2
	公会計特論	2
	マクロ経済学	2
	民法Ⅰ	2
	民法Ⅱ	2
	租税法ケーススタディ	2
	公会計ケーススタディ	2

## (2) 公民科 最低修得単位数 24 単位

免許法施行規則に定める 科目区分	左記に対応する開設授業科目	
	授業科目	単位数
公民の教科に関する科目	会計職業倫理	2
	租税法Ⅰ	2
	公会計概論	2
	法人税法	2
	所得税法	2
	租税法特論	2
	政府会計	2
	公営企業会計	2
	非営利組織会計	2
	行政法	2
	ニュー・パブリック・マネジメント	2
	公会計特論	2
	マクロ経済学	2
	民法Ⅰ	2
	民法Ⅱ	2
	租税法ケーススタディ	2
	公会計ケーススタディ	2

## (3) 商業科 最低修得単位数 24 単位

免許法施行規則に定める 科目区分	左記に対応する開設授業科目	
	授業科目	単位数
商業の教科に関する科目	簿記Ⅰ	2
	財務会計	2
	原価計算Ⅰ	2
	管理会計Ⅰ	2
	監査概論	2
	企業法概論	2
	経営学概論	2
	簿記Ⅱ	2
	会計基準Ⅰ	2
	会計基準Ⅱ	2
	会計基準Ⅲ	2
	会計制度・ディスクロージャー	2
	国際会計	2
	財務会計特論	2
	原価計算Ⅱ	2
	管理会計Ⅱ	2
	経営分析	2
	管理会計特論	2
	監査基準	2
	内部監査・内部統制	2
	監査特論	2
	会社法Ⅰ	2
	会社法Ⅱ	2
	財政学	2
	ミクロ経済学	2
	統計学	2
	経営統計	2
	経営戦略	2
	経営組織	2
	生産マネジメント	2
	人的資源マネジメント	2
	マーケティング	2
	財務マネジメント	2
	ビジネス・モデル	2
	ビジネス特論	2
	財務会計ケーススタディ	2
	管理会計ケーススタディ	2
	監査ケーススタディ	2
	ビジネス・ケーススタディ	2